

阿見町を前へ

あなたの**みらい**がふくらむまち



海野隆 議会報告

最新情報はブログ・HP・FB・ツイッターで

海野 阿見で検索 VOL3-02

〒300-1152 阿見町荒川本郷 1343-197
携帯: 090-1548-5294
sougousenryaku@gmail.com

新年明けましておめでとうございます

一昨年、昨年とコロナ禍の中で3年目を迎えました。私たちの日常生活や仕事、学校など大きな影響を受けていますが、いかがお過ごしでしょうか。ご商売や生活上のことで、何かお困りのことがあれば、遠慮なく役場あるいは私にご相談下さい。

阿見町は昨年12月1日時点の人口が4万9千人を超え、市制施行に必要な人口5万人まで999人となりました。人口が増加したのは県内44市町村中10市町村で、阿見町はつくば市、守谷市、土浦市に続いて4番目でした。25年に実施される次の国勢調査で、いよいよ「阿見市」になる可能性が大きいと思われます。

阿見吉原地区に行くと、クレーンが林立して続々と新しい企業の建屋が建設されています。荒川本郷地区、中央地区でも新しく住宅開発が進み、日曜日など公園で遊ぶ若い世代が増加しています。

大きな話題は、元横綱稀勢の里が、阿見町に部屋を創設したことです。親方名跡を「荒磯」から「二所ノ関」に交換し、1月場所から「二所ノ関部屋」となり、阿見町とも連携して地域振興を図ることが約束されました。

昨年もすべての議会で一般質問を行いました。阿見町で議員になって以来10年間、休みなく町民の皆様のご要望や意見を町政に反映してきました。ご意見もお寄せ下さい。



阿見町は転入超過人口の多い町村で全国2位。幸福度ランキングで県内3位・住みこちランキングで県内5位です。



阿見・吉原地区には続々と企業の建屋が建築されています。住宅も張り付いています。



荒磯親方から「二所ノ関親方」に、荒磯部屋から「二所ノ関部屋」に変わりました。阿見町は、二所ノ関部屋マネージャーとアドバイザー契約を結び、子ども相撲の全国大会や相撲部屋ツアー、



キャラクターやグッズ作成などの地域活性化のアイデアを募集中です。



ホームページ



ツイッター



ブログ

1年間の一般質問の概要

●令和3年第4回定例会

1. 来年2月に実施される町長選挙について



2月15日告示、20日投開票で町長選挙が実施されます。私は、この4年間の町政運営を評価し、現職の千葉繁氏を支援しています。

●令和3年第3回定例会

1. 元横綱稀勢の里の荒磯部屋開設に対応した支援について



荒磯親方は二所ノ関親方に、部屋は「二所ノ関部屋」になります。

東洋大牛久高校相撲部出身の花房海が入門し、現在、5人の力士が所属しています。

2. 高齢者へのICTリテラシー向上への支援強化について
3. 廃校となった旧小学校跡地の利活用について

●令和3年第2回定例会

1. 災害時広域避難の阿見町受援・支援計画、避難受入計画について

東海第二原発災害発生時にひたちなか市から7千人が避難してきます。



●令和3年第1回定例会

- 1 「阿見町の環境政策」及び「阿見町の地球温暖化防止対策」について
 - 1) 第1次阿見町環境基本計画で優先的取り組み課題とした、4つの取り組みの達成状況、特に環境マネジメントシステム（EMS）の推進についてはどのような評価だったのか
 - 2) 第2次阿見町環境基本計画（素案）は、第1次と比較してどのような特徴があるか、特に状況の変化に対応した各環境指標と関連した取り組みについて
 - 3) 阿見町地球温暖化対策計画について、これまでの第1次から3次までの計画目標達成状況及び第4次計画における目標設定について

教育長の議会同意について

教育長の任命については、9月議会に前教育長の湯原正人氏を任命する同意案件が賛成8、反対9の僅差で不同意となりました。その際、反対討論が一切なかったにもかかわらず反対が多数を占めたことには驚いたものでした。

千葉町長が、12月議会で再び湯原氏を教育長に提案したのは、特に、教員異動人事の真ただ中で重要な役割を果たすことのできる最適任者は湯原氏しかいないという信頼の気持ちの表れだったと思われませんが、賛成8、反対9の僅差で再度不同意となりました。

12月議会最終日に新たな教育長として立原秀一氏が提案され、賛成13、反対4で同意が得られ、不在だった阿見町の教育長には立原秀一氏が12月23日付で就任しました。

前教育長の在任中に特別の不祥事があったわけでもなく、新教育長も含め三度も不同意にするのは「わけ分からん」という感じです。むしろICT教育等への積極的取り組みや働き方改革、県立医療大学と連携した小規模特認校など多くの点で成果を上げ評価できるものでした。

無料法律・生活相談

●地域や家庭での日常生活上の問題や法律に関わる問題などに遭遇して解決できずに悩んでいる方の相談に応じます。弁護士による相談は予約が必要です。

予約は、090-1548-5294